

フランスの公共水道サービス (その3)

8. フランスにおける公共水道及び衛生サービス

水道及び衛生サービスは依然として「産業的又は商業的性質の公共サービス」として考えられており、コミューン又はコミューン連合体の責務のもとに置かれている。

これらは、以下をカバーしている。

- ・水道サービス：取水、浄水処理及び供給、そして、顧客管理
- ・下水衛生サービス（集合処理又はその他の方法）：下水収集、汚水処理及び放流、そして、顧客及び接続管理

ほとんどの事例では、水道及び下水衛生の公共サービスは、以下の組織が関わっている。

- ・それらの調整に責任がある地方自治体（コミューン及びその組織体）。
- ・サービスを運営するオペレーター。オペレーターは、公営でも民営でもよい。

9. 地方公共サービス

複数のプレーヤーを巻き込んだ地方サービス

地方自治体やオペレーターに加えて、数々の公的プレーヤーも役割を有している。

- ・欧州連合（EU）
EU加盟国に適用される枠組み指令を定める。
- ・フランス政府
国（省庁及び中央行政サービス）及び地方（県及び地方分権行政サービス）レベルの両面において、水セクターにおける政策的ガイドラインを定める。
- ・フランス水・水生環境庁（ONEMA: *Office national de l'eau et des milieux aquatiques : the french national agency for water and aquatic environments*)
水の状態や水生環境の生態学的機能をモニタリングするとともに、公共水道・衛生サービスを監視する。
- ・水管理庁（Water agencies）
6つの主要流域において、資金供与サービスに関与するとともに、コミューンにおける投資に向けた支援を行う。

- ・ 県及び地域圏 (*departements and regions*)

県及び地域圏も、各々の領域において、投資支援及び社会政策に関与する。

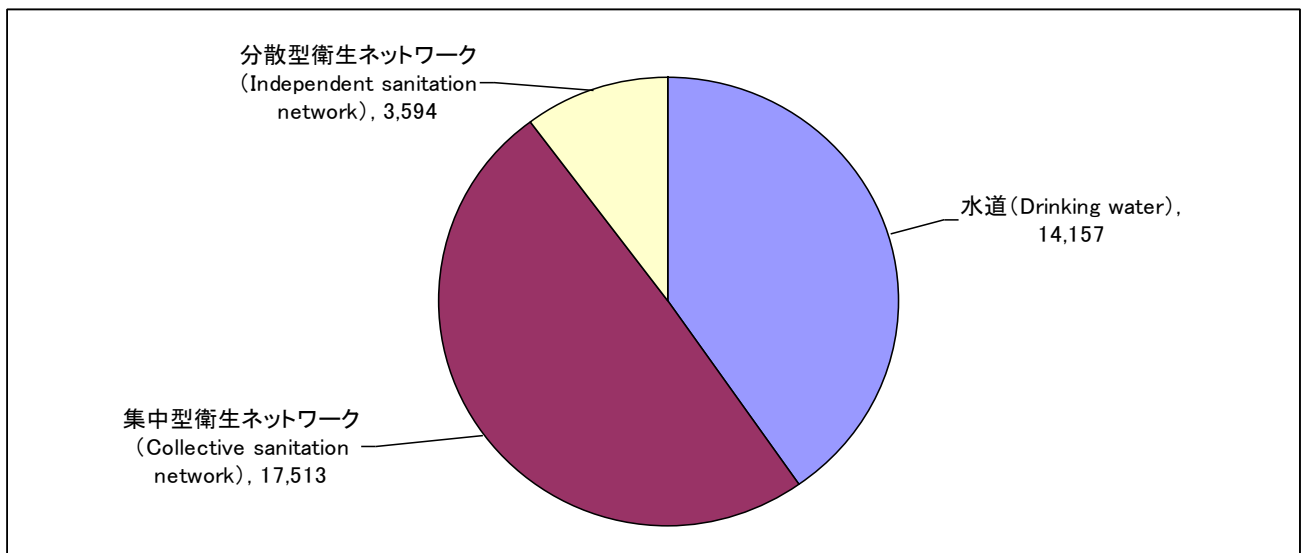
並行して、消費者協会及び環境保護グループからの代表は、流域委員会又は地方公共サービス諮問委員会 (CCSPL : *Commission Consultative des Services Publics Locaux*) の一環として相談を受ける。

35,000 の地方公共サービス

水道及び下水衛生サービスは、それらの地域特性から、多数存在する。フランス水・水生環境庁 (ONEMA) によれば、水道及び集中型衛生サービスは 32,000 を超え、さらに、分散型衛生サービスが 3,600 近く存在する。

35,000 を超える公共水道及び衛生サービス (2010 年)

(出典) ONEMA (French national agency for water and aquatic environments) -2010 data



地方自治体は、サービスを自ら運営するか民間オペレーターと契約するか、どちらを選択するかは自由である。オペレーターとの契約には、業務請負契約 (業務委託、コンセッション契約、第三者委託) 又は役務提供契約という、多くの異なった形態がある。

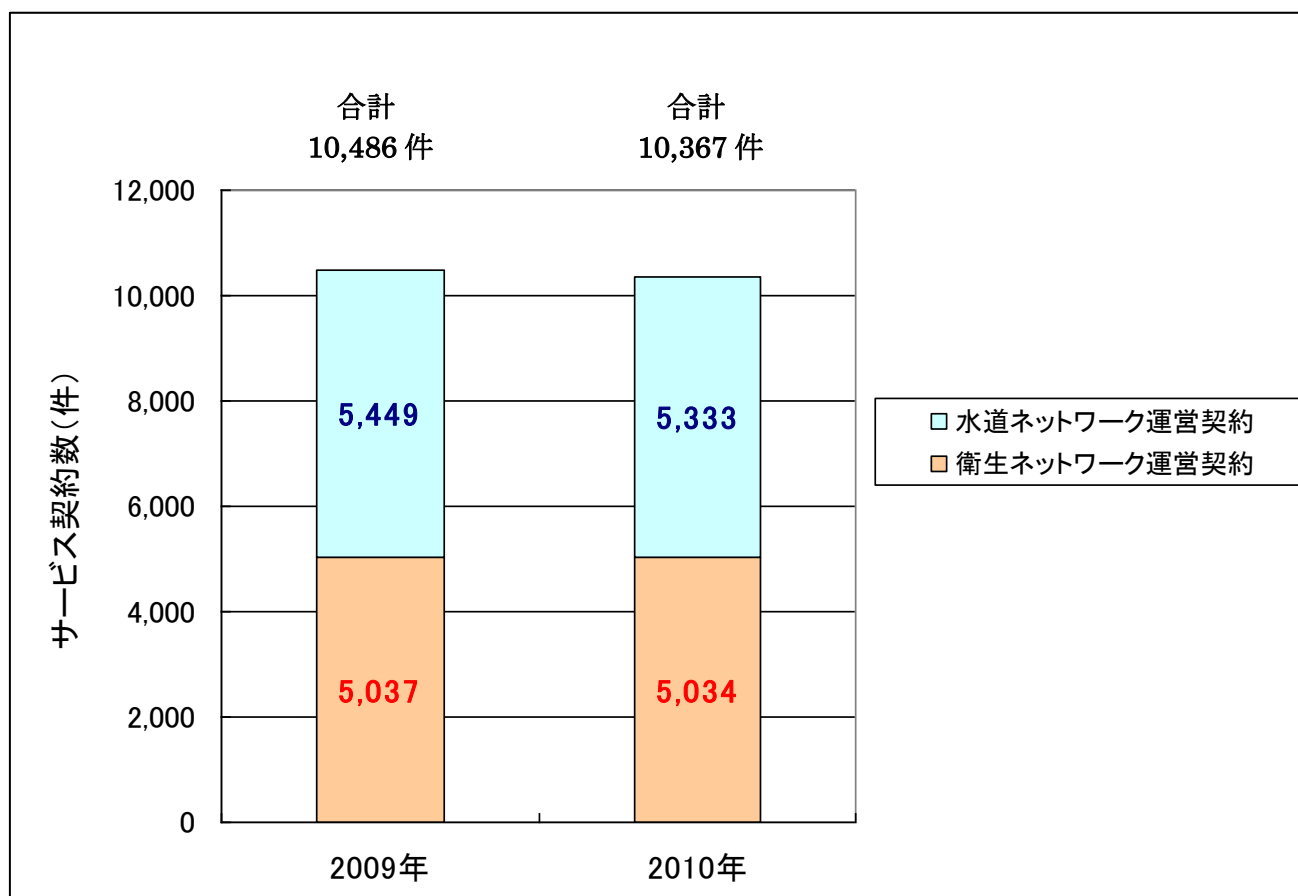
(訳注)

service contracting contract : 業務請負契約、*delegated services* : 業務委託、*service concession* : コンセッション契約、*third party management* : 第三者委託、*service provision contracts* : 役務提供契約

2010 年において、業務請負契約数は、水道では 4,700 件を超え、下水衛生では 4,200 件であり、合計では 8,900 件を超える契約となっている。その他の契約形態も含めると、合計では、水会社は水道・衛生公共サービスについて 10,400 件を超える運営契約を行っているが、近年、契約数は減少している。この傾向は、「コミューンの連合体化」の進展によって、コミューン間における既存の契約の多くがグループ化されていることによるものと説明することができる。

公共水道・衛生サービスの契約締結数（2010年、フランス全体）

（出典）BIPE according to operator surveys in 2009 and 2011



10. 上下水道サービスの監視体制

多数の資金供与及び監視組織

水道及び衛生サービスの活動を統制する行政的な枠組みは、地方レベル（資金供与及び監視組織を通じて）及び全国及び欧州レベル（規制、専門家の評価及び総合管理という点で）の両面において、大規模なものである。

地方レベルでは、水管理庁が主要な財政的なプレーヤーである。水源を保護するとともに水質汚染に対処するための活動に対して資金供与することにより、地方自治体を手助けする。水道及び衛生サービスの監視に関しては、以下が実施される。

- ・ 県庁による、行政的な観点からの事業及び契約の適法性の監視
- ・ 地方会計検査委員会による、地方自治体及びオペレーターの会計報告の監視
- ・ 「行政機関連携水タスクフォース」^(訳注)として統制されている州保健庁や水政策に関わるその他役職による、より技術的な側面の監視

(訳注) 行政機関連携水タスクフォース：水及び水生環境に関わる行政機関同士のより効率的な連携を目的として設立された、県レベルでのタスクフォース。

(出典) http://www.orne.gouv.fr/IMG/pdf/mise_cle822f99.pdf

MEDDTL (エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省)

Ministere de l'Ecologie, du Developpement Durable, du Transport et du Logement (French Ministry of Ecology, Energy, Sustainable Development and Territorial Development)

ONEMA (水・水生環境庁)

Office national de l'eau et des milieux aquatiques (French national agency for water and aquatic environments)

MISE (行政機関連携水タスクフォース)

Mission interservices des eaux (Interservice water task force)

DDT (県地域局)

Direction departementale des Territoires (Departmental direction of the territories)

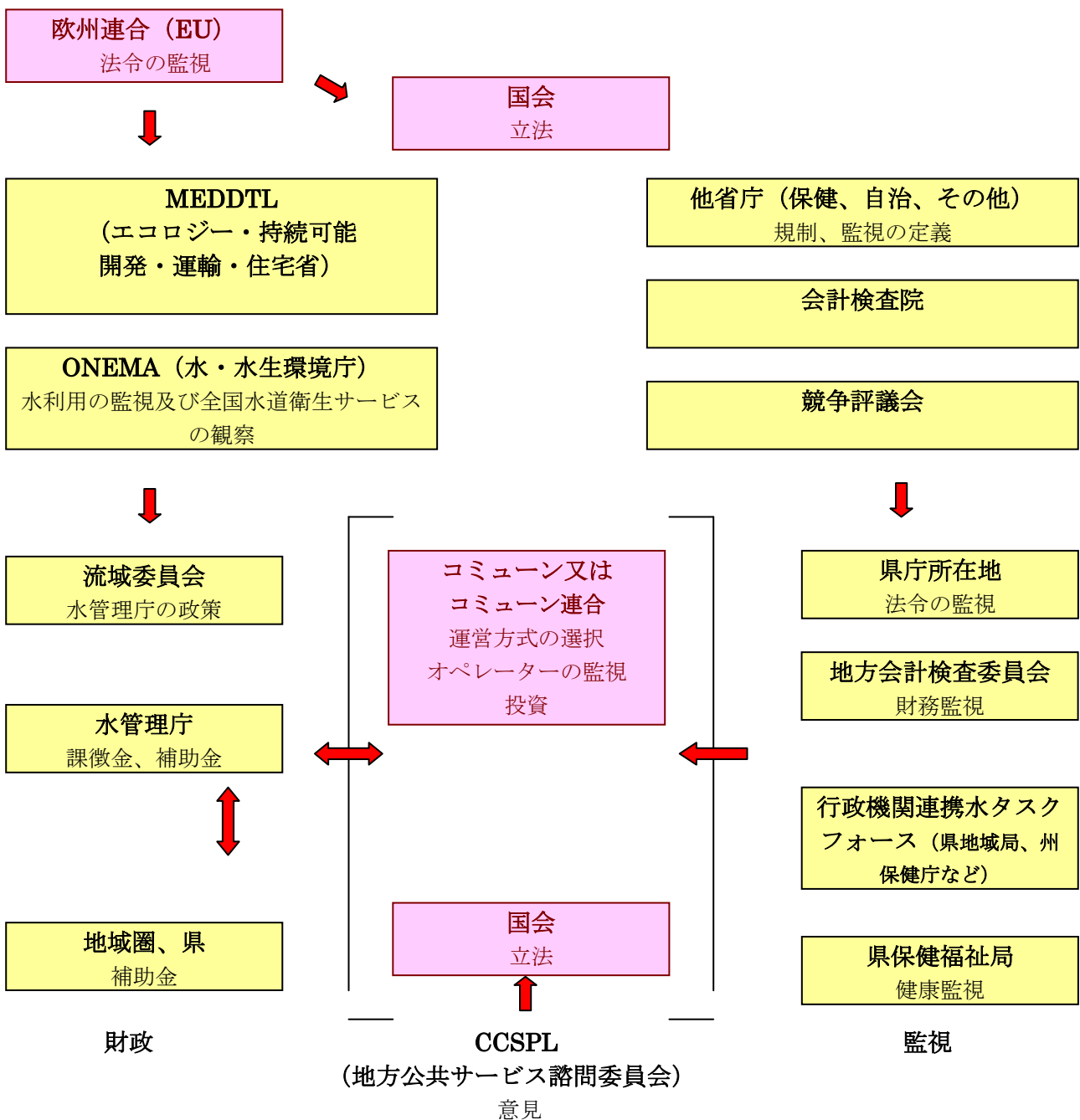
ARS (州保健庁)

Agence Regionale de la Sante (Regional health authority)

CCSPL (地方公共サービス諮問委員会)

Commission consultative des services publics locaux (advisory commission on local public services)

財政及び監視に関する主なプレーヤー



(文責) センター専務理事 安藤 茂

総務部研究員 高橋 邦尚

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h25.html>